

令和8年度（令和9年度採用） 山元町職員採用試験案内

【上級／大学卒業程度、中級／短期大学卒業程度、
初級／高等学校卒業程度】

この試験は、山元町において行政事務等に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級	保 健 師	若干名	保健師として、技術的・専門的な業務に従事しますが、行政事務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	保 健 師 【社会人経験】	若干名	
	社会福祉士 【社会人経験】	若干名	
中 級	保 育 士	若干名	保育士として、技術的・専門的な業務に従事しますが、行政事務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
初 級	行 政	若干名	行政事務に従事しますが、税務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	行 政 【社会人経験】	若干名	
	行 政 【行政実務経験】	若干名	
	土 木	若干名	土木技術業務に従事しますが、行政事務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	土 木 【社会人経験】	若干名	
	建 築	若干名	建築技術業務に従事しますが、行政事務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	建 築 【社会人経験】	若干名	

（注）採用予定人員は、現時点の予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

次の（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない方で、かつ、現に山元町職員でない方（会計年度任用職員及び任期付職員を除く。）であれば受験できます。

(1) 資 格

試験区分	職 種	受 験 資 格	
		年 齢	資格・学歴など
上 級	保 健 師	平成14年4月2日以降に生まれた方	保健師の資格を有する方または令和9年3月31日までに取得見込みの方
	保 健 師 【社会人経験】	昭和61年4月2日から平成14年4月1日に生まれた方	保健師の資格を有し、令和9年3月31日までに保健師または看護師に係る業務の職務経験年数を3年以上有する方
	社会福祉士 【社会人経験】	昭和61年4月2日以降に生まれた方	社会福祉士の資格を有する方で、令和9年3月31日までに社会福祉士に係る業務の職務経験年数を3年以上有する方
中 級	保 育 士	平成16年4月2日以降に生まれた方	保育士の資格を有する方または令和9年3月31日までに取得見込みの方
初 級	行 政	平成11年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）を卒業した方または令和9年3月31日までに卒業見込みの方
	行 政 【社会人経験】	平成5年4月2日から平成11年4月1日に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）を卒業した方で、令和9年3月31日までに行政機関または民間企業等での職務経験年数を5年以上有する方
	行 政 【行政実務経験】	昭和46年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）を卒業した方で、令和9年3月31日までに行政機関における職務経験年数を連続して5年以上有する方
	土 木	平成11年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）を卒業した方または令和9年3月31日までに卒業見込みの者
	土 木 【社会人経験】	昭和61年4月2日から平成11年4月1日に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）を卒業した方で、道路、河川、海岸、ダム、港湾等の土木工事の計画、設計、積算または施工管理の職務経験年数を通算して5年以上有する方
	建 築	平成11年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）の建築系学科を卒業した方または令和9年3月31日までに卒業見込みの方
	建 築 【社会人経験】	昭和61年4月2日から平成11年4月1日に生まれた方	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む）の建築系学科を卒業した方で、建築事業の計画、設計、施工管理等の職務経験年数を通算して5年以上有する方
全職種共通		普通自動車運転免許を所有する方または採用までに取得見込みの方	

(注)「職務経験」とは、会社員、自営業者、団体職員、公務員、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験（アルバイト、

臨時職員は除く。)が該当します。

(注) 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

(注) 最終合格発表後、職務経験期間確認のため、職歴証明書を提出していただきます。

(注) 受験資格を満たしていない等、申込書に事実と異なる記載をした場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 欠格事項

イ 日本の国籍を有しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

ハ 山元町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ニ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試 験	方 法
教 養 試 験 (60分)	全職種共通 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な一般知能について4肢択一式による筆記試験を行います。 ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※「国内外の社会情勢への理解等」の出題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
職務適応性検査 (20分)	全職種共通 公的部門の職員としての職務への適応性について検査します。
土木専門試験 (90分)	土木の受験者 ※社会人経験を除く 土木の専門的知識について択一式による筆記試験を行います。
建築専門試験 (90分)	建築の受験者 ※社会人経験を除く 建築の専門的知識について択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

試 験	方 法
作 文 試 験	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人 物 試 験	個別面接等により、主として人物について試験を行います。
健 康 診 断	健康診断書に基づき、職務遂行に必要な健康度を有しているかについて審査を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4 試験日時・会場

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和8年9月20日(日) 試験 午前10時～(受付 午前9時～)	令和8年11月上旬～中旬ごろ
会 場 (予定)	宮城県自治会館 住所：980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3	第1次合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和8年10月23日（金）に役場及び坂元支所前の掲示場に掲示、町ホームページで公開するほか合格者に通知します。（合格者の発表日はこれより前後する場合があります。）
- (2) 最終合格者の発表は、令和8年11月20日（金）に役場及び坂元支所前の掲示場に掲示、町ホームページで公開するほか合格者に通知します。（合格者の発表日はこれより前後する場合があります。）

なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
なお、採用日までに公務員としての適格性を欠く事由があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。
- (2) 採用候補者名簿からの採用は、原則として令和9年4月1日です。
ただし、前倒して採用する場合があります。

7 給 与

- (1) 初任給は、山元町職員の給与に関する条例の規定に基づき、最終学歴及び民間等における実務経験等に応じて決定されます。

試験区分	職 種	初 任 給
上 級	保 健 師	4年制大学卒業直後に採用された場合の給料月額、原則として、月額232,000円
	保 健 師 【社会人経験】	〔4年制大学卒業後、5年の職務経験を有する場合〕 給料月額は原則として、月額258,100円
	社会福祉士 【社会人経験】	(注)記載している給料月額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なる場合があります。
中 級	保 育 士	2年制短期大学卒業直後に採用された場合の給料月額は、原則として、月額216,500円
初 級	行 政	〔3年制高等学校卒業直後の採用の場合〕 給料月額は原則として、月額200,300円
	土 木	〔4年制大学卒業直後の採用の場合〕 給料月額は原則として、月額225,600円
	建 築	(注)職歴等がある場合は、上記の金額に加算され、初任給が最終決定されます。
	行 政 【社会人経験】	〔3年制高等学校卒業後、10年の職務経験を有する場合〕 給料月額は原則として、月額247,500円
	土 木 【社会人経験】	〔4年制大学卒業後、5年の職務経験を有する場合〕 給料月額は原則として、月額253,100円
	建 築 【社会人経験】	(注)記載している給料月額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なる場合があります。
	行 政 【行政実務経験】	〔3年制高等学校卒業後、10年の行政機関経験を有する場合〕 給料月額は原則として、月額247,500円 〔4年制大学卒業後、5年の行政機関経験を有する場合〕 給料月額は原則として、月額253,100円 (注)記載している給料月額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なる場合があります。

- (2) 上記(1)のほか、山元町職員の給与に関する条例の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

(1) 申込方法

受験を希望する場合は、次の2つの手続きを行ってください。

いずれか一方でも手続きが不足している場合は、申込みが無効となりますのでご注意ください。

イ インターネット専用サイトからの申込み

次の専用サイトからお申込みください。

○パブリックコネクト：<https://public-connect.jp/employer/151296>



※町ホームページの「採用情報」のページにもリンクを掲載しています。

<https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/life/5/29/74/>

ロ 受験申込書の提出

受験申込書に必要事項を記入のうえ、指定箇所に写真を貼り（写真のない場合は受付できません）、郵送または持参により提出してください。

郵便申込みの場合は、宛先を明記し110円切手を貼った長3の返信用封筒（受験票が入る大きさ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込書の請求

受験申込書は、山元町役場総務課人事班に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記の上、140円切手を貼った角2の返信用封筒（A4判が入る大きさ）を必ず同封してください。

(3) 受験申込先

山元町役場総務課人事班あて

（〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地）

(4) 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月3日（月）までに（1）イのインターネットからの申込み及び（1）ロの受験申込書の提出の両方が確認できたものに限り受け付けます。

なお、（1）ロの受験申込書の受付は、午前8時30分から午後5時までです（土曜日、日曜日、祝日を除く）。郵便の場合は、受付期間の最終日までに受験申込先に届いたものに限り受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法により行ってください。

(5) 受験料

受験料は不要です。ただし、第2次試験に係る健康診断書の取得に係る費用は当該受験者の負担となります。

9 その他

（1）申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。

（2）災害等により、試験開始時刻の変更又は試験を中止する場合には、あらかじめ受験者へ通知します。

（3）試験に関する問い合わせは、山元町役場総務課人事班（TEL0223-37-1111 内線131）でお答えします。